

～国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんで支え合う相互扶助の制度です～

国民健康 保険

みんなで支え合う国民健康保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

国民健康保険税を納めずにいると…

- **督促・催告があります** 村から督促や催告を受けたり、未納額に延滞金が加算される場合があります。
- **督促後も滞納が続いたとき** 有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。短期被保険者証とは、国保税の滞納が1年未満の場合に交付される有効期間の短い被保険者証です。給付は受けられますが、期限切れごとに被保険者証の交付を窓口で受けることになります。また、そのつど国保税を納めていただきます。
- **1年以上滞納が続いたとき** 被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。被保険者資格証明書は、国保の被保険者の資格があることを証明するだけで、被保険者証のような効力はありません。しかし、資格が無くなるわけではないので国保税は課税されます。なお、医療費はいったん全額を自己負担でお支払いいただいた後、村に申請していただくことにより、本来の自己負担分を差し引いた額が国保から支給されます。
- **1年6カ月以上滞納したら** 高額療養費、葬祭費等を含めたすべての保険給付が一時差し止められます。また、差し止められた保険給付額が、滞納している国保税に充てられる場合があります。

◇資格証明書から通常の被保険者証に戻るためには…

次のいずれかの要件に該当すると、資格証明書から通常の被保険者証に戻ります。

- ・滞納している国保税をすべて納めた場合
- ・滞納額が著しく減少した場合
- ・滞納の事情が国保に認められた場合



 国民健康保険税(国保税)の納付が困難な状況となった場合には、お早めにご相談ください。

村の総合健診を受診されていない方は…

医療機関で特定健診を受けることができます

■自己負担額 無料

■対象者 国民健康保険被保険者で、40～74歳の方

*令和4年3月31日までに40歳に到達する方～75歳の誕生日前までの方となります。

*今年度すでに村の総合健診または人間ドック・脳ドックを受診した方、受診予定の方は受診できません。

■受診できる医療機関 県内の一部医療機関*詳細は役場国保年金課までお問い合わせください。

【村内で受診可能な医療機関】*事前予約が必要です。

・競馬共助会みほクリニック(美浦村美駒2500-2) ☎029-885-1813

・美浦中央病院(美浦村宮地596) ☎029-885-3551

■受診方法 医療機関の受診前に、国保年金課窓口で申請をし、医療機関健診受診券交付を受けてください。その後、医療機関に予約をし、受診当日に医療機関健診受診券と保険証を持参して受診してください。

■受診可能な期間 令和4年3月31日(水)まで

*特定健康診査の結果は健診機関を通じて村に報告され、必要に応じて特定保健指導に活用されます。